

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。今回の見直しでは、所得の低い方の負担能力により、きめ細かく対応ができるよう保険料段階を、5段階から6段階にしました。また、介護サービス利用の増加等により保険料額が前計画より年額基準額で10,440円増加の36,720円に見直されました。保険料は本人及び世帯員の所得に応じて、別表のとおり設定されます。

新しい介護保険 平成18～20年度の 保険料額を定めました

【別表】 平成18～20年度の介護保険料

所得段階	本人及び世帯員の状況	基準額に対する割合	保険料額(年額(円))
第1段階	・老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の場合 ・生活保護の受給者	基準額×0.5	18,360
第2段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、「合計所得金額十課税年金収入額」が80万円以下の方	基準額×0.5	18,360
第3段階	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75	27,540
第4段階	・本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）	基準額	36,720
第5段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	45,900
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	55,080

6月以降に確定する前の所得などを基に算出されますので、保険料については7月に個別に通知します。

介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう保険料は必ず納めましょう。

小野町地域包括支援センターを新設

高齢者のさまざまな相談の窓口であり、地域の介護予防の拠点となる「地域包括支援センター」を役場内に設置しました。

地域包括支援センター

保健師、主任ケアマネジャーなどが中心となって介護予防をはじめ、保健・福祉・医療・権利擁護など高齢者に対するさまざまなサービス調整を、包括的・継続的に提供します。

○介護予防ケアマネジメント

要支援1、要支援2に認定された方のケアプラン作成の窓口になります。

○総合相談・支援

介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

○権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・防止を進めます。

○ケアマネジメント支援

包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう、地域のケアマネジャーの支援を行います。

◆問い合わせ ☎72-2128